

高教組速報

2020 年度

第 6 号

2020 年 11 月 18 日

文責 寺田 杉

長崎高教組 長崎市 中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

第 3 回確定交渉 11/17

高教組は 11 月 17 日、賃金確定交渉の第 3 回交渉を行いました。交渉には高教組から本部役員 7 人と小杉長崎支部書記長が参加し、県教委から上原教職員課長、山崎人事管理監他 6 人が参加しました。職場から集約された「重点要求書」50 筆（累計 1735 筆）を鍛冶委員長から

県教委に手渡ししました。

今回は、長時間労働を是正するために、勤務時間外の「PTA 業務」「家庭訪問」を「勤務時間の割り振り変更」ができるようにすることを軸に県教委と交渉しました。

高教組：PTA の業務を公務として認めないのなら、時間外に行われる PTA 業務に「ぜひ、行ってくれ」とは管理職は言えないということ。「お願いのレベルです」としか言えないはずだ。

県教委：お願いということになる

「PTA 業務」について 県教委は「もともと PTA という団体自体が、法令に設置根拠を持たない団体なので、一般的に公務として難しい。PTA 業務全体を公務として扱えないので職専免扱いとしている」と説明しています。高教組は「教職員は学校の担当者として PTA の業務に携わっている。それを公務として認めなければ、学校として担当を決めてその人に仕事をしてもらうことはできない。担当者や教務主任や学年主任等として、時間外の理事会とか委員会等に参加して業務をすることは、学校の一定の立場で、学校の仕事だと思って参加している。でなければ管理職は『出席してください』と言えないはず。管理職が『この行事は参加して下さい』と要請するのは公務として扱わないとだめだろう。公務でなければ、勤務時間外に行われる PTA の業務に行ってくださいと言えないはず」「研修会とか広報委員会とか父母が集まりやすい時間に設定する。勤務時間外になることが多い。設定した会議それが公務でないのなら、教員の参加は自由意思と管理職は言わないとおかしい。『この会議は先生が担当なので参加してください』と言わなければならない会議は公務として扱かわないと時間外勤務は命じられないはず」と追求しました。

高教組の追求に対して、県教委は PTA 業務の苦労あることに理解を示しつつも、PTA 業務全体の話しとしては、他県の状況を見ても職専免扱いの見解を崩しませんでした。高教組は「原則論として、公務でない業務であるとなれば、それが勤務時間外に設定されている場合には、

その会議や研修会に『行ってください』と管理職としては言えない。研修会が土日にある場合、PTA の担当者は学校の業務として行くわけだから、本人は絶対そういう理解で行く。管理職が、これは公務ではないから「行かなくてもいい」と管理職は言えるのか。公務でなかったらそう言わなければならない」と追求しました。

県教委は高教組の趣旨は分かるが、明確に答えることは難しいとしたので、「今、我々が求めているのは原則論のこと。公務として認めないのなら、時間外に行われる PTA 業務に『ぜひ、行ってくれ』とは管理職は言えないということ。『行って、お願いのレベルです』としか言えないはずだ。お願いであれば本人の都合が悪ければ、『行かなくてもいいです』も当然含むことだ」と、県教委にどう考えるのか問いました。県教委は「それは、お願いです」と認めました。

家庭訪問について 前回の交渉で県教委は「家庭訪問が超勤 4 項目に入っていない」ので「勤務時間の割り振り変更」は難しいと回答しました。高教組は超勤 4 項目に係る業務しか「割り振り変更」できないは、県教委の判断であって、全国で数県が「割り振り」していることをあげ、できるはずと追求し、「残業は命じられないから、残業として扱う必要な部分は適切に割り振って対応するという考えなので、他県では家庭訪問を割り振りの対象にしている。だからそういうふうな考え方ができるはず」と長崎はできないということにはならない、検討すべきと強く要求しました。

この他に臨時的任用教職員の待遇改善や「目標管理シート」の廃止（簡略化等も含む）等、教職員が気持ちよく働らくことができる環境にするため、改善することを求めました。

11/20 の 4 回目が最終交渉となる予定です。